**平成２５年（フ）第１０１８１号**
東京都葛飾区青戸８丁目５－５－402
債務者　東郷　恭代
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０１８２号**
千葉県柏市柏1049―16―205
債務者　中島　ナヲ
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０１８３号**
東京都中野区上鷺宮４丁目13―18―303
債務者　明樂　眞治
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０１８４号**
東京都江戸川区鹿骨４丁目７－９　第２コーポラスヤマ302
債務者　高澤　裕明
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０１８５号**
東京都杉並区宮前５丁目21－４－110
債務者　野口　　猛
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０１８７号**
東京都杉並区和泉１丁目30―23―203
債務者　見形　幸紀
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０１９２号**
東京都世田谷区深沢６丁目21―24　新井方205
債務者　浅村　明男
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０１９９号**
神奈川県大和市福田３丁目14―10　第３ビラヒロセ201
債務者　市川　直行
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０２００号**
千葉県船橋市緑台２丁目11―２―302
債務者　岩田　正豊
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０２１１号**
東京都世田谷区喜多見８丁目６―26―205
債務者　野口　園子（旧姓郡司）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０２１３号**
千葉県八千代市上高野1056―18
債務者　平山　常和
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０２１６号**
千葉県浦安市海楽２丁目16―27―104
債務者　西山　友子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０２１７号**
東京都世田谷区桜上水１丁目１－５－705
債務者　藤井　憲一
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０２２０号**
東京都北区滝野川６丁目１―11―406
債務者　原田　明美
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０２２１号**
東京都杉並区西荻南４丁目11―９　コーポオガワ７
債務者　遠藤　光一
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部